

令和7年3月12日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

紫波町長 熊谷 泉

市町村名 (市町村コード)	紫波町 (03321)
地域名 (地域内農業集落名)	志和地区 (新山)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月12日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>(現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紫波町の西部に位置する水田地帯であり、圃場整備事業により7割程度の圃場は30a以上の区画に整備整備されている。 ・水稻は減農薬栽培を基本として取組を行い、生産コストの低減に努めている。 ・地域内では水稻生産のほか、転換作物として小麦やソバ、牧草の生産が行われている。 ・地域内農地は、個人の所有地であり、基幹作業や転換作物について集落営農組織や認定農業者の担い手農業者により耕作されており、基幹作業への集積率は高い状況にある。 <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業者の高齢化や人口減少に伴い、基幹作業のみならず、全体作業の管理を集落営農組織や担い手農家への耕作依頼が増えている。 ・集落営農組織も兼業農家で構成されており、全作業の委託はなかなか受けられない状態である。 ・クマやシカ、イノシシ等の野生動物による農作物被害が拡大しており、農業者の意欲低下の要因になっている。 ・30a以下の圃場は営農組合の機械だけでは作業ができないところも多くあり、かつ、担い手も少なくなっている。
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・集落営農組織が地区全体をやや包括しており、栽培から販売まで意志決定が迅速なため、新たな事業にすぐに参入できる環境にあることから、人材育成を進めつつ持続可能な農業の実行に向けた事業戦略を検討、実践していく。 ・水稻及び転換作物作付けによる小麦、そば生産を基本としつつ、引き続き集落営農組織を中心に栽培計画から販売まで統一した考えで営農を継続していく。 ・30a未満の圃場についてはその活用方法を今後も検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	56.51 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	51.94 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

<p>集落農地については、集落営農組織及び個人担い手による農地利用を基本とし、農作業受託や農地バンク制度による集積・集約化を進め、引き続き地域ぐるみで農地利用を検討していく。</p>

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落営農組織を中心に農地集積を進めているため、引き続き農地中間管理機構などを活用しながら、集落営農組織構成員への集積を推進していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸借については従来相対で行ってきたが、今後は農地中間管機構を活用し、地域ぐるみで農地利用に取り組む。
(3)基盤整備事業への取組方針
既に基盤整備事業が実施された区域であるが、整備から35年が経過しているため、畦畔や水路などの維持補修が必要となってきた。現状は、多面的機能支払交付金活動組織や水利組合と中心に必要な整備を行い、適正な維持管理を行っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
農業従事者不足に対応するため、今後は非農家も含め、地域内の退職者を積極的に集落営農組織の作業員として参加させるよう取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
行政等関係機関からの情報提供を受けながら、草刈など現在農業者の大きな負担となっている農作業を中心に、農業支援サービス事業者の活用を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①クマやシカ、イノシシなどの野生動物による被害が拡大しているため、行政・JAと連携し、見回りや電気柵設置など適切な鳥獣被害対策を実施していく。
- ②ブロックローテーション後の水稻生産に関し、減肥栽培を実施する。
- ③トラクターや田植え機の直進アシストの導入や、高速プラウ、真空播種機など労働力不足への対応をしつつ、農業作業の負担軽減、省力化を積極的に進めていく。
- ⑦多面的機能支払交付金活動組織や水利組合と連携し、農地や水路、農道などの保全管理を行い、地域ぐるみで農村環境を守る取り組みを進める。
- ⑧30a以下の農地も顕在していることから、農業機械が複数必要なことから、補助事業を活用した施設整備に取り組み、合理的かつ効率的な営農環境を整える。